

令和3年度における 消費税・間接諸税関係の改正 について

馬場洋二郎

I 消費税関係の改正

一 電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の創設

1 改正の背景等

高度情報化・ペーパーレス化が進展する中で、会計処理の分野でもコンピューターを使用した帳簿書類の作成が普及してきており、経済界をはじめとする関係各界から、帳簿書類の電磁的記録（いわゆる電子データ）等による保存の容認について、かねてから強い要望が寄せられていた。

政府においては、こうした要望を受け、規制緩和推進計画等の閣議決定、緊急経済対策（平成9年11月）、市場開放問題苦情処理対策本部決定等において、平成9年度末までに、帳簿書類の電磁的記録等による保存を容認するための措置を講ずることを決定した。

このような関係各界からの要望や政府全体としての取組みを踏まえ、平成10年度税制改正の一環として、適正公平な課税を確保しつつ納税者等の帳簿保存に係る負担軽減を図る観点から、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」という。）が制定され、国税関係帳簿書類等の電磁的記録による保存制度

（以下「電子帳簿等保存制度」という。）が創設された。

創設時の電子帳簿等保存制度は、主に、

- ① 所轄税務署長等の承認を前提として、国税関係帳簿書類（国税関係帳簿（国税に関する法律の規定により備付け及び保存しなければならないこととされている帳簿）及び国税関係書類（国税に関する法律の規定により保存しなければならないこととされている書類）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合のその電磁的記録の保存
- ② 電子取引を行った場合のその電子取引の取引情報（例えば、取引の相手方から受け取る電子請求書等）に係る電磁的記録の保存について規定されていた。

①の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存は、基本的には国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿や書類が対象となることから、消費税法令上、保存が義務づけられている帳簿や書類等についても対象に含まれることとな